

鴻巣市告示第 9 2 号

令和 5 年度鴻巣市三世代住宅取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

鴻巣市長 並 木 正 年

令和 5 年度鴻巣市三世代住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、子育て中の子世帯及びその親世帯の同居等を促進するとともに、親子間の子育て、介護等の支え合いが可能な住環境を形成し、市内の定住人口の増加を図るため、住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則(昭和 5 4 年鴻巣市規則第 4 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付を申請した日(以下「申請日」という。)において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども(出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。以下「子ども」という。)を扶養し、かつ、その子どもと同居している世帯をいう。
- (2) 子 子世帯における父又は母をいう。
- (3) 親 子のいずれかの 2 親等内の直系尊属をいう。
- (4) 親世帯 親を含む世帯をいう。

- (5) 近居 子世帯及び親世帯が、それぞれ市内に居住することをいう。
- (6) 同居等 親世帯と子世帯が同居又は近居をすることをいう。
- (7) 転入世帯 継続して1年以上市外において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）をしていた子世帯（市外から市内に転入（以下「転入」という。）をした日の1年前の日から申請日までの間に世帯の合併があった場合にあつては、子どもを扶養し、かつ、その子どもと同居していた子世帯における父又は母の市外での住民登録が1年以上のものに限る。）又は親世帯であつて、令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に転入し、同居等のため住民登録を補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）にした世帯又はこれに準ずる世帯として市長が認めたものをいう。
- (8) 転居世帯 次のいずれかに該当する子世帯又は親世帯であつて、令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に、住民登録を補助対象住宅に変更した世帯又はこれに準ずる世帯として市長が認めたものをいう。

ア 市内に住民登録をしていたもの

イ 市外での住民登録が1年未満のもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 転入世帯又は転居世帯の子又は親であつて、同居等をするために住宅を取得した者
- (2) 転入又は転居後5年以上その住宅に居住すること。
- (3) 子世帯及び親世帯の世帯員全員が、市税を完納していること。
- (4) 子世帯及び親世帯に鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (5) 同一の住宅において、過去に2親等内の親族が、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、同居等をするために、子又は親が市内に取得する住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日以後の契約に基づく新築又は売買により取得した住宅であること。
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物の住戸又は戸建の住宅（店舗併用住宅を含む。）で、補助対象者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をされたものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他住宅の建築に関する法令に基づき適正に建築された住宅であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 転入世帯において住宅を取得した場合 15万円（子世帯及び親世帯の両方が転入した場合又は補助対象住宅が北新宿第二土地区画整理事業地内若しくは広田中央特定土地区画整理事業地内である場合にあっては、30万円）
- (2) 転居世帯において住宅を取得した場合 10万円（補助対象住宅が北新宿第二土地区画整理事業地内又は広田中央特定土地区画整理事業地内である場合にあっては、30万円）

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、住民登録により同居等が成立した後、令和6年3月29日までに、鴻巣市三世代住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付する必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 子世帯の記載のある戸籍謄本
- (2) 親世帯及び子世帯全員の住民票の写し
- (3) 親世帯及び子世帯の世帯員の未納税額のないことの証明書
- (4) 子世帯の義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場

- 合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (5) 外国籍である場合は、親世帯及び子世帯の世帯員の全員が日本国の在留資格を有することを証明する書類
 - (6) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
 - (7) 転入世帯の場合は、戸籍の附票
 - (8) 住宅の取得に伴う登記事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記の記載があるもの）
 - (9) その他市長が必要と認める書類等
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項についての審査その他必要な調査を行い、補助することを決定したときは鴻巣市三世帯住宅取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは鴻巣市三世帯住宅取得補助金交付に適合しない旨の通知書（様式第3号）により、申請した者に通知するものとする。

- (1) 関係法令及びこの告示の規定に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適合していること。
- (3) 補助金の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（補助金交付の条件等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、申請者に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他必要な事項についての調査及び報告を求めたときは、これに協力すること。

(2) 関係法令及びこの告示の規定を遵守すること。

(3) 同居等のために補助対象住宅を取得した場合は、交付決定後5年以内に補助金の支給の対象となった住宅に親世帯又は子世帯のいずれかが居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付すことができる。

3 第1項第3号に規定する市長が承認する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となったとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(調査等に対する協力)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請を取り下げる者は、鴻巣市三世代住宅取得補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から14日以内に、鴻巣市三世代住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付するも

のとする。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、鴻巣市三世代住宅取得補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となった住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 第8条第1項第3号に該当したとき。ただし、市長が承認した場合を除く。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、鴻巣市三世代住宅取得補助金返還請求書(様式第7号)により期限を定め、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(届出義務)

第14条 交付決定者は、第8条第3項各号に該当したときは、鴻巣市三世代住宅取得補助金変更届(様式第8号)により、速やかに市長へ届け出なければならない。

(関連書類の整備等)

第15条 交付決定者は、補助対象住宅の住宅取得費用を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかななければならない。

- 2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の日前に第6条の規定による補助金の交付申請をした者に対するこの告示の規定は、なおその効力を有する。